

資 料 提 供

令和 8 年 5 月 18 日
課 名 建設産業課
担当者名 秋崎
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和 8 年 5 月 18 日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ゴウケン	代表者氏名	垣生 剛
主たる営業所の所在地	広島市安佐北区口田南七丁目 3 番 13 号		
許可番号	広島県知事許可(般-4) 第 34223 号		
許可を受けている建設業の種類	(一般) 建、管、内		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 5 月 18 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 1 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分等について、役員及び社員に速やかに周知すること。 2 建設業法及び関連法令の順守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対して継続的に実施すること。 3 建設業者としての適正な業務を確保するため、業務運営方法の調査点検を行うとともに、必要な業務体制を確保し、併せて、社内の業務監督体制の整備を行うこと。 4 上記により講じた措置について、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	無届営業所での契約・営業所の専任技術者の専任義務違反 株式会社ゴウケンは、主たる営業所の他に営業所を複数設置し、当該営業所が常時建設工事の請負契約を締結する事業所として認められる状態にありながら、建設業法第 11 条第 1 項の規定に基づく営業所の届け出をせず、同法の営業所として認められていない状態で請負契約を複数契約した。 また、営業所技術者が、主たる営業所の他の営業所での勤務が常態化していたことは、同法第 7 条第 2 号に違反する。これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項に該当する。		
その他参考となる事項			